

令和7年度

おいらせ町農業委員会

第12回 総会議事録

期日 令和 8年 2月 6日

場所 おいらせ町立東公民館

第12回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館 会議室
2. 開会期日 令和 8年 2月 6日 (金) 午後 3時55分
3. 閉会日時 令和 8年 2月 6日 (金) 午後 4時30分

4. 出席委員
 - 1番 上久保 辰視 君 2番 袴田 光雄 君 3番 岩崎 仁 君
 - 5番 柏崎 幸子 君 8番 田中 正幸 君 9番 玉川 勉 君
 - 11番 久慈 弘子 君 12番 日ヶ久保 亨 君 13番 沼館 廣志 君
 - 14番 松林 勝智 君

5. 欠席委員
 - 4番 吉田 良紀 君、6番 日ヶ久保 浩幸 君、7番 立花 友彦 君、
 - 10番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件
 - (1) 報告第33号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
 - (2) 報告第34号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - (3) 報告第35号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
 - (4) 議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - (5) 議案第38号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (6) 議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (7) 議案第40号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について
 - (8) 議案第41号 おいらせ町地域計画の変更に係る意見について

7. 会議録署名委員
 - 3番 岩崎 仁 君、5番 柏崎 幸子 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの
 - おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 木村 英樹 主任主査 尾駁 淳
 - おいらせ町農林水産課 主査 日向 脩太

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和 7 年度第 1 2 回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、1 4 名中 1 0 名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、4 番 吉田 委員、6 番 日ヶ久保 浩幸 委員、7 番 立花 委員、1 0 番 松林 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第 2 8 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、3 番 岩崎 仁 委員、5 番 柏崎 幸子 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駁主任主査を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第 3 3 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局 (柏崎事務局長)</p> | <p>はい。それでは、報告第33号について説明します。</p> <p>議案書の1-1、1-2ページをご覧ください。本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい。事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告第33号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ないようですので、報告第33号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第34号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| <p>事務局 (柏崎事務局長)</p> | <p>はい。それでは、報告第34号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>はい、ないでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>特にないようですので、報告第34号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第35号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 (柏崎事務局長) | <p>はい。それでは、報告第35号について説明します。</p> <p>議案書の3-1から3-12ページをご覧ください。令和7年12月総会で決定した35件について、農地中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>特にないようですので、報告第35号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第37号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局 (柏崎事務局長)</p> | <p>について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、議案第37号について説明します。</p> <p>議案書の4-1、そして4-2ページは差替えとして別途配布している方の資料一枚ものになります。お手元にあると思いますので、そちらをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、3件であり、権利の内容は、所有権移転が2件と賃借権の設定が1件です。</p> <p>番号1は売買による所有権移転です。資料2をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 浜道の畑 2筆、面積は合計1,685平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は賃借権の設定です。資料3をご覧ください。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 向山二丁目の畑 2筆、面積は合計4,264平方メートルとなっております。</p> <p>番号3は売買による所有権移転です。資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 緑ヶ丘四丁目の畑 1筆、面積は合計865平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、</p> |
|-------------------------|---|

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | <p>許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、議案第37号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第37号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第38号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (柏崎事務局長) | <p>はい。それでは議案第38号について説明します。</p> <p>議案書の5ページと資料5と6をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。</p> <p>内容の前に補足説明をしたいと思います。この後、議案第39号 番号4でも同じ案件が出てまいります。こちらの申請地は夫と妻が持分を半分ずつ所有しております。事業を行う者は、夫の単独の申請になること</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>から、議案第38号では夫の持分半分の自己転用の申請となります。妻の持分半分は、このあとの議案第39号 番号4の使用貸借権の設定で、夫が借りることになります。それでは説明に入ります。</p> <p>申請人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、青葉二丁目の畑 1筆、面積は1,720平方メートルです。用途、転用の事由は長屋住宅の建築となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>はい。ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 13番 (沼館委員) | <p>はい、13番 沼館です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、長屋住宅の建築です。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透や浸透枳で処理します。周囲に農地は在りません。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>はい、調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (柏崎事務局長) | <p>はい。それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、北部出張所からおよそ300m以内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 議 長 | <p>申請者は、賃貸業を営んでおり、住宅やアパートが周囲に立ち並ぶ自己所有の農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、議案第38号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第38号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 (柏崎事務局長) | <p>それでは議案第39号について説明します。</p> <p>議案書の6-1ページ番号1と資料7、8をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は []、譲受人は []。</p> <p>土地の所在は、苗振谷地の畑 1筆、面積は1,171平方メートルで</p> |

す。用途、転用の事由は住宅、事務所、物置となっております。

次に、番号2と資料9、10をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は、立蛇の畑 2筆、面積は合計328平方メートルです。用途、転用の事由は住宅となっております。

次に、番号3と資料11、12をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は、青葉一丁目の畑 2筆、面積は合計417平方メートルです。用途、転用の事由は住宅となっております。

次に、議案書の6-2ページ 番号4をご覧ください。

権利の内容は使用貸借権の設定です。先ほど議案第38号と同様の案件ですので、説明は省略させていただきます。

次に、番号5と資料13、14をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は、二川目一丁目の畑 3筆、面積は合計5,986平方メートルです。用途、転用の事由はにんじん洗浄・選果施設となっております。

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>1 3 番 (沼館委員)</p> | <p>はい、13番 沼館です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、住宅、事務所、物置の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。北側と東側の農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号2の申請地は、住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。南側と東側の農地との境界には境界ブロックを設置することから、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号3の申請地は、住宅の建築です。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。周囲に農地はありません。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号5の申請地は、にんじん洗浄・選果施設を設置します。排水と雨水は改良区の水路に放出し、処理します。北側の農地との境界にはフェンスを設置することから、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい、調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p> | <p>はい。それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、4 m以上の道路に隣接し、上下水道が埋設され、500 m以内に百石高等学校、分庁舎があることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、設計、施工業を営む個人事業主であり、既存の敷地が手狭になってきたことから、住宅と事務所の建築移転を計画し、本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>番号2の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、小学校や本庁舎が近くにあり、生活の利便が良いことから、本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>番号3の農地区分は、宅地に囲まれた土地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいを解消したいと考え、住宅の建築を計画しました。小学校やスーパーが近くにあり、生活の利便が良いことから本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>番号5の農地区分は、10ha以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、上北、下田、ももいし支店ににんじん洗浄施設を有しており、どの施設も30年以上経過しているため、3つの施設の機能の集約し、建て替えを行う計画をいたしました。作業の効率化を考慮し、ももいし野菜センターの隣地である本農地の申請に至りました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、議案第39号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第39号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第40号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。本議案の中には、12番日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案がございます。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>議案第40号 番号13は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、日ヶ久保 亨 委員の退出をお願いします。</p> <p>(日ヶ久保 亨 委員 退席)</p> |
| 議 長 | <p>はい、それでは日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (柏崎事務局長) | <p>それでは、議案第40号 番号13について説明します。</p> <p>議案書の7-5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和8年1月22日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。</p> <p>内容は、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は2筆で、合計面積は6,543平方メートルとなります。計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございません</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 議 長 | <p>んか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ケ久保 亨委員の入室を認めます。</p> <p>(日ケ久保 亨 委員 入室)</p> |
| 議 長 | <p>はい。日ケ久保 亨 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長) | <p>はい。それでは、議案第40号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の7-1から7-7ページをご覧ください。なお、7-7ページは別途配布の差替え資料となりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権が7件、賃借権が12件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は58筆で、合計面積は137,694平方メートル(13.7ヘクタール)となります。計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 議 長 | <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第41号「おいらせ町地域計画の変更に係る意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p> |
| 議 長 | <p>はい。それでは、議案第41号について説明をいたします。なお、説明につきましては担当の日向及び尾駁より説明させますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 農林水産課 (日向主査) | <p>農林水産課の日向です。よろしくお願いいたします。</p> <p>地域計画の変更案について説明いたします。</p> <p>初めにおいらせ町の地域計画ですが、令和7年3月26日に木ノ下、木内々、下田、百石、甲洋の5つの小学校区で作成いたしました。</p> <p>地域計画は一度制作したら終わりではなく、毎年1回ブラッシュアップしていく必要があることから、令和8年1月に地域計画の見直しに向けた協議の場として座談会を開催し、変更案を作成しました。</p> <p>計画の変更に当たっては農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基</p> |

づき、農業委員会の意見を聞くこととされ、先に農業委員会会長宛に意見照会をしております。また、本説明を変更案の説明会と兼ねさせていただきます。

それでは、変更内容の説明をさせていただきます。

初めに、木ノ下小学校区ですが、農用地等面積1,292.59ヘクタール。農用地区域内面積 1075.63ヘクタール。田の面積 393.98ヘクタールで、前年度比減。畑 834.27ヘクタールで、前年度比増。経営体数93、担い手の経営面積 715.9ヘクタール。集積率55.38%で、いずれも前年度比増となっております。

次に木内々小学校区ですが、農用地等面積 359.6ヘクタールで前年度比減。農用地区域内面積 275.05ヘクタールで前年度比増。田の面積 238.43ヘクタール、畑の面積 107.1ヘクタール、担い手の経営面積 162.7ヘクタールで前年度比減。集積率45.24%で前年度比増となっております。

次に下田小学校区ですが、農用地等面積 430.83ヘクタール。農用地区域内面積 379.45ヘクタール。田の面積 293.57ヘクタール。畑の面積 132.25ヘクタール。経営体数 34で、いずれも前年度比減。担い手の経営面積 329.8ヘクタール。集積率76.54%でいずれも前年比増となっております。

次に百石小学校区ですが、農用地等面積 238.26ヘクタールで前年度比減。農用地区域内面積 148.4ヘクタールで前年度比増。田の面積 134.65ヘクタール。畑の面積 98.85ヘクタールで前年度比減。担い手の経営面積 140ヘクタール、集積率58.75%でいずれも前年度比増となっております。

次に甲洋小学校区ですが、農用地等面積 714.26ヘクタールで前

| | |
|-------------------------|--|
| <p>事務局 (尾畷主任主査)</p> | <p>年度比減。農用地区域内面積 558.46ヘクタールで前年度比増。田の面積 241.69ヘクタール。畑の面積458.3ヘクタールで前年度比減。経営体数 80、担い手の経営面積 554.4ヘクタール、集積率77.61%でいずれも前年度比増となっております。</p> <p>面積の主な減少原因としては集計方法の変更によるものです。内容に関する大きな変更点はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい、つづきまして目標地図の変更について説明いたします。</p> <p>カラーの資料をあると思うのでご覧ください。ひとテーブルに、すみません、一部しかお配りしていないのでお二人で見るようお願いいたします。</p> <p>農業委員会では10年後の耕作者の意向の目標地図の作成が求められています。地域計画と同様に目標地図も継続的に見直し完成度を高める必要があることから、今回 意向調査を実施し、座談会を開催し、地図の見直しを行いました。</p> <p>座談会の資料は、会長の後ろの方に百石小学校区のものをご参考にご覧いただけます。皆さんから出た意見を付箋紙の方で貼ってもらって、それをもとに事務局の方で目標地図を作っております。</p> <p>代表で木ノ下小学校区の地図の方で説明をしたいと思います。</p> <p>まず、1ページ目、表紙ですけれども、こちらが小学校区のごとの担い手の一覧になります。名前の前の色は、2枚目の地図にちょっと見づらいくすけど、色塗っており、その色と対応しております。</p> <p>今回の見直しでの変更点は、亡くなった方を削除したり、新たに担い手を入れた方を加えております。新たに加えた方の名前の後ろには、(新)と</p> |
|-------------------------|--|

| | |
|-------------------|---|
| | <p>かいてあります。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。縦長を見て、上が北になります。これが10年後の耕作者ごとの目標地図です。色がたくさんあるので、見分けがつかないと思いますので、詳しく地図を見たい方は事務局まで来ていただければ、パソコン上でも拡大したものが見られますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>この資料の変更点は、今後転用が予定されているところの除外、アンケートで縮小と回答した農地、会長の後ろの資料で言うと、赤いところが縮小という回答を得た農地になるのですが、新しい担い手をあてました。</p> <p>この地図を毎年見直して、完成度の高い目標地図を作成し、10年後の農業の在り方を考えていく資料、地図となります。</p> <p>以上で目標地図の変更点の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。</p> |
| 5 番 (柏崎委員) | <p>あの今、こういうふうにごう出たわけですが、集約するときは担い手の人を探すっていうのは、農業委員の人たちが声掛けしたり、そういうふうな形で、ごう集約していくのですか。それとも、個人個人に任せてごう集約していくのですか。</p> |
| 事 務 局 (尾駁主任主査) | <p>はい、柏崎 委員の質問に対して回答します。</p> <p>可能でしたら、皆さまにももちろん声かけあって、皆さまの方が詳しいと思うので、間に入ってもらって、話し合いに入ってもらえたらなと思いま</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>す。もちろん事務局の方でも相談があれば、わかる範囲ではその方たちには伝えますし、こちらでわかんないようなところは、農業委員の皆さまに聞いたりもすると思います。よろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>情報がまず出れば農協さんとかね。我々個人でわからないような情報はね。まずアンケート、毎年アンケート取るようにするのか。</p> |
| 事 務 局 (尾駁主任主査) | <p>毎年じゃないかもしれないですけども、定期的に行う予定です。毎年だと、アンケートの回答の内容も変わらないと思うので。</p> |
| 議 長 | <p>じゃあ、そしたら皆さんの方でも情報があったらね…</p> |
| 事 務 局 (尾駁主任主査) | <p>そうですね、事務局の方にも情報いただければ。</p> |
| 議 長 | <p>あと、ございませんでしょうか。 あれ、皆さん、これ会議は参加しているのか。</p> |
| 事 務 局 (尾駁主任主査) | <p>会長はしていただきました。</p> |
| 議 長 | <p>私は、まず木ノ下地区だから。下田地区、参加したか、あなたは。…わかりました。</p> |
| 議 長 | <p>これからね、情報をね、共有してさ、あったらすぐ事務局の方に伝えて</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>もらえれば。段々これ、埋まっていくと思います。まあ農協さんにもちよつと話して、ある程度これ、農家辞める方もいればすぐ情報が入ってくる、そういうように対応していかなければならないのかなと思っています。あと、ないですか。</p> |
| <p>1 3 番 (沼館委員)</p> | <p>はい。1 3 番 沼館です。</p> <p>この資料であの、「将来の目標とする集積率」というの、地域によって80だとか60だとかあり、これはどういう設定ですか。一律80なら80でいいんじゃないですか。60だったら60で。</p> |
| <p>農林水産課 (日向主査)</p> | <p>はい、回答します。</p> <p>こちらについては、明確な基準はないんですけども、策定した当初の集積率をみて設定したというふうに聞いております。</p> |
| <p>事務局 (柏崎事務局長)</p> | <p>いきなり、高い目標にしても中々厳しいので。ここまでは何とかクリアしたいなというところにはしていますので、高いところにはそれなりに80とかまで持っていきたいと思いますし、低いところは、結構低いところもあるので、それは10%なり20%上げていきたいなということで、こういう設定になってました。</p> |
| <p>1 3 番 (沼館委員)</p> | <p>はい。</p> |
| <p>議長</p> | <p>例えば木ノ下地区で、耕作している方もいる。学区以外でも耕作している方もいる。そこに名前をどういうふうに入れていくっていくのか。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局 (柏崎事務局長)</p> | <p>そういう方は事務局の方で、学区以外の地図も見てもらうとかもありますので、そういう方に関しては自分で広げたいということで、自分からこういう地図見せてってきたりするので。学区に限らず全部見てもらってまずやりたいところ、こことここ空いてますっていう紹介をしています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>だそうです。 あと、ございませんでしょうか。いいですか。 (質疑・意見なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認め、議案第41号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご異議なしと認め、議案第41号を原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第12回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p> |

閉会 午後 4時30分